



# 鳥取県公報

平成 27 年 7 月 3 日 (金)  
第 8 7 1 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	企業の女性管理職登用等実態調査の実施 (476) (男女共同参画推進課) . . . . . 2
	振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に規定する区域の指定の一部改正 (477) (水・大気環境課) . . . . . 2
	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定の一部 改正 (478) (〃) . . . . . 3
	農用地利用配分計画の縦覧 (479) (経営支援課) . . . . . 4
	開発行為に関する工事の完了 (2 件) (480・481) (西部総合事務所生活環境局) . . . . 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (労働政策課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第476号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
企業の女性管理職登用等実態調査
- 2 調査の目的  
従業員数が10人以上の県内の事業所における管理職等の女性の割合や育児休業制度等の仕事と家庭を両立するための制度の整備について実態を調査し、企業に対する県の支援策等を検討する基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲  
県内に所在する従業員10人以上の事業所
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 常用雇用者数、役員・役職員数（男女別）
    - イ 育児休業制度に関する規定の明文化の状況
    - ウ 出産又は育児を理由とした退職者数
    - エ 育児休業以外の制度の整備状況及びその取得者数
  - (2) その基準となる期日  
調査票の記入日
- 5 報告を求める者  
平成24年経済センサスー活動調査（総務省統計局）対象者名簿から選定した県内の事業所
- 6 報告を求めるために用いる方法  
調査対象者に対して調査票を郵送し、同封の返信用封筒により回収する。
- 7 報告を求める期間  
平成27年7月10日から同年8月5日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
5年間
- 9 結果の公表方法  
鳥取県のホームページでの公表

## 鳥取県告示第477号

平成15年鳥取県告示第383号（振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規定する区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成27年7月3日から施行する。

平成27年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された区	振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された区

<p>域のうち、同号イからニまでのいずれかに該当する区域として次の区域を指定し、平成15年6月13日から施行する。</p> <p>昭和53年鳥取県告示第532号（振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規定する区域について）及び昭和59年鳥取県告示第361号（振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域の指定について）は、平成15年6月12日限り廃止する。</p> <p>1 略</p> <p>2 告示第382号の別図において青色で表示された区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u></p>	<p>域のうち、同号イからニまでのいずれかに該当する区域として次の区域を指定し、平成15年6月13日から施行する。</p> <p>昭和53年鳥取県告示第532号（振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規定する区域について）及び昭和59年鳥取県告示第361号（振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域の指定について）は、平成15年6月12日限り廃止する。</p> <p>1 略</p> <p>2 告示第382号の別図において青色で表示された区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域</p> <p>(1)～(5) 略</p>
--	---

**鳥取県告示第478号**

平成15年鳥取県告示第379号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成27年7月3日から施行する。

平成27年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">厚生省</p> <p>昭和43年建設省告示第1号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準）別表第1号の規定により騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された区域のうち、同号イからニまでのいずれかに該当する区域として次の区域を指定し、平成15年6月13日から施行する。</p> <p>昭和49年鳥取県告示第779号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について）、昭和50年鳥取県告示第477号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について）及び昭和54年鳥取県告示第576号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について）は、平成15年6月12日限り廃止する。</p> <p>1 略</p>	<p style="text-align: center;">厚生省</p> <p>昭和43年建設省告示第1号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準）別表第1号の規定により騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された区域のうち、同号イからニまでのいずれかに該当する区域として次の区域を指定し、平成15年6月13日から施行する。</p> <p>昭和49年鳥取県告示第779号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について）、昭和50年鳥取県告示第477号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について）及び昭和54年鳥取県告示第576号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について）は、平成15年6月12日限り廃止する。</p> <p>1 略</p>

<p>2 告示第378号において第4種区域とされた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域                  (1)～(5) 略                  (6) <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u></p>	<p>2 告示第378号において第4種区域とされた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域                  (1)～(5) 略</p>
---	--

鳥取県告示第479号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

次の農用地利用配分計画に係る書類

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
米子市彦名町6159 公本 英夫	米子市富益町の一部
米子市葭津160-3 有限会社大根屋	米子市大崎の一部
米子市東八幡120 塚田 勝己	米子市八幡及び高島の一部
西伯郡伯耆町坂長1223-1 志直 充年	米子市下安曇の一部
米子市旗ヶ崎八丁目16-21 久保田 幹二	米子市彦名新田の一部
米子市錦町二丁目214-3 吉田 雅文	米子市彦名新田の一部
米子市下新印1206 株式会社柳谷ファーム	米子市上新印の一部
西伯郡南部町阿賀111 種 祐希	米子市兼久及び日原の一部
境港市馬場崎町24 足立 大輔	米子市彦名新田の一部
日野郡日南町笠木161-2 有限会社だんだん	米子市日原の一部
米子市蚊屋52 株式会社巖生産組合	米子市河岡及び今在家の一部
米子市夜見町2345-1 泉 新一	米子市夜見町の一部
米子市車尾二丁目25-27 羽島 正樹	米子市彦名町の一部
境港市渡町3603 岩竹 保志	米子市大崎の一部
米子市米原六丁目17-30 岩井 太二	米子市富益町の一部
米子市三本松一丁目5-37 菊谷 賢司	米子市富益町の一部
倉吉市上古川659 宍戸 寛二	倉吉市鴨河内の一部
境港市渡町1998 有限会社岡野農場	境港市中海干拓地及び日野郡江府町大字美用の一部
岩美郡岩美町大字大谷586 農事組合法人大谷生産組合	岩美郡岩美町大字大谷の一部
東伯郡湯梨浜町田後821 山上 真治	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬の一部
東伯郡湯梨浜町藤津817 中村 弘明	東伯郡湯梨浜町大字下浅津及び大字水下の一部
倉吉市新田85-1 伊東 正夫	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬の一部
西伯郡大山町門前1197 下嶋 三郎	西伯郡大山町御来屋の一部
米子市葭津207-4 株式会社ローソンファーム	西伯郡大山町下市の一部

鳥取	
西伯郡大山町御崎965 大場 繁	西伯郡大山町羽田井の一部
西伯郡大山町清原156 梅實 正枝	西伯郡大山町唐王の一部
西伯郡南部町八金1570 西谷 公志	西伯郡南部町八金の一部
日野郡日南町神福897 有限会社山本農場	日野郡日南町豊栄の一部
日野郡江府町大字宮市431-3 農事組合法人宮市	日野郡江府町大字江尾及び大字宮市の一部

## 2 縦覧に供する期間

平成27年7月3日から2週間

## 3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部経営支援課

## 4 意見書の提出

利害関係人は、この公告に係る農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第480号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成27年7月3日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

## 1 開発許可の年月日及び番号

平成27年5月29日 鳥取県指令第201500027818号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字上香澄2126-1

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町2624-1

築谷 祐貴

---

**鳥取県告示第481号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成27年7月3日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

## 1 開発許可の年月日及び番号

平成27年6月19日 鳥取県指令第201500050103号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字梨子ノ木2545-1の一部、2546-1の一部

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町2282

渡邊しのぶ

---

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定

に基づき、次のとおり公告する。

平成27年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 賃貸借物品の名称及び数量

高機能加工機等 一式

### (2) 賃貸借物品の仕様

入札説明書による。

### (3) 賃貸借期間

平成28年2月27日から平成30年3月31日までとする。

### (4) 納入期限

平成28年2月26日

### (5) 納入場所

入札説明書による。

### (6) 契約金額

入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の賃借のその他であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年7月9日（木）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

### (3) 平成27年7月3日（金）から同月31日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付令第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 平成27年7月3日（金）から同月31日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

### (5) 本件公告に示した物品を所有し（平成27年7月3日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県（以下「県」という。）の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

### (6) 県との協力・連絡体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県商工労働部雇用人材局労働政策課

## 4 入札手続等

### (1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール [b\\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp](mailto:b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp)

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部雇用人材局労働政策課

電話 0857-26-7224

(3) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成27年7月3日（金）から同月17日（金）までの間にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成27年7月3日（金）から同月16日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月17日（金）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年7月24日（金）午前11時から同月31日（金）正午（日曜日及び土曜日を除く。）まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月30日（木）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成27年7月31日（金）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うこと。

イ 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

ウ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成27年7月17日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者には、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出すること。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(2)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : High-performance cutting machine, 1 set

(2) July 17, 2015 noon : Deadline for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 31, 2015 noon : Deadline for submission of tenders

(July 30, 2015 5:00 PM : Deadline for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact : Labor Policy Division, Employment and Human Resources Bureau, Department of Commerce, Industry, and Labor, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7224